

11 証拠調べ手続（証人尋問）

《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ
手続

弁論手続

評議

判決宣告

法 廷

法廷に戻ると、鈴木夏夫証人の尋問が行われました。
争点に関連する鈴木夏夫証人の証言は、次のとおりです。



鈴木夏夫

……………（略）……………



検察官

玄関ドアの外側ノブから血こんを採取したのは、何時ごろですか。

事件当日の午後10時ごろです。

その血こんは、どのような状態でしたか。

玄関ドアの外側ノブに、垂れ下がるように付着していました。

色はどうでしたか。

鮮やかな紅色でした。

血こんは、新しいものでしたか。

表面は膜を張ったような感じで、中は半生のような状態でした。どんなに長くても、数時間前に付いた新しい血こんであると思いました。

……………（略）……………



弁護人

血こんを見た場所は、家の外で、暗かったのではないですか。

部屋の蛍光灯を点灯させ、懐中電灯も使用して、明るい状況で観察しました。

血こんが新しいものであったことは間違いがないのですか。

血こんをガーゼで拭き取れたことから、新しいものといえます。血が乾いていればガーゼで拭いたくらいでは採取できませんから。

採取した血こんが、警察内部ですり替わる可能性はありませんか。

厳重に封印し、立会人が署名押印した上、番号を付して保管しましたので、そのようなことはありません。

……………（略）……………

ここで休憩となり、裁判員と裁判官は、いったん評議室に戻りました。

評議室

Aさんは、法廷で証人の話を聞くというのは初めての経験だったので、比較的時間の短い鈴木証人の尋問でも、結構、疲れました。それだけに、慣れないうちは、こまめに休憩を取ってもらえるのはありがたいと思いました。

◆◆ 鈴木証言について ◆◆

休憩の間、先ほどの鈴木証人の証言について、いろいろ意見交換もされました。

裁判員の多くから、ドアノブに付いた血こんの状態に関する証言の内容は、実況見分調書の写真の様子と比べても不自然ではない、血こんが証言のような状態だったのなら、2週間も前に付いたものとは考えられないといった意見が出ました。



法廷に入る前に、裁判長から、次の田中春子証人について、以下のような説明がありました。



裁判長



次に話を聞く田中春子証人は、今回の事件の犯人と思われる人を目撃した人です。検察官の冒頭陳述でも、田中証人は、自分が見た男は被告人だと話しているということです。その点について質問されるでしょう。また、このような目撃証言が信用できるかを判断するときには、相手との距離、見た時間の長さ、見たきっかけなどが問題になりますので、その点も質問されると思います。

その後、裁判員と裁判官は、法廷に戻りました。

《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ
手続

弁論手続

評議

判決宣告

法 廷

法廷に戻り、田中春子証人の証言を聞きました。
争点に関連する証言は、次のとおりです。



田中春子



検察官

証人はどこにお住まいですか。

乙野さんの家の向かいの家に住んでいます。

乙野さんの家が火事になった日、乙野さんの家から出てきた男を見たということがありましたか。

はい。午後8時ごろ、乙野さん宅の方向でガラスが割れる音がしましたので、気になっていたのです。5分くらい経って、自宅の窓から乙野さんの家を見たときに、乙野さんの家の玄関から、男が出てくるのを見ました。

そのときに見た男の様子は怎么样了か。

その男は、左手の手首を右手で握り、左手をかばうようにしていました。そして、乙野さん宅の門の扉を、手ではなく、右のひじで手前に引いて開けたため、手をけがしているのかなと思いました。

その男の特徴を覚えていますか。

年齢は30歳前後、身長は170センチ前後、細長の顔でした。黒っぽいジャンパーを着ていました。帽子はかぶっておらず、髪は短めでした。

その男を見たときの、その男との距離はどれくらいでしたか。

4メートル程度だったと思います。
5メートルまではありませんでした。

あなたの視力はどれくらいですか。

1.2です。

その男について、警察で写真などを見せられたことがありましたか。

はい。警察で事情を話した際、警察の人から、数人の写真を見せられて、この中にその男がいるかどうかを聞かれました。その中で、私が見た男だと思った写真が被告人の写真でした。その後、被告人をマジックミラー越しに見ましたが、事件の日に見た男はこの人だと思いました。

今、そこに座っているのが被告人ですが、事件の日に見た男と同じ人ですか。

はい。この人だと思います。

…………… (略) ……………



弁護士

乙野さんの家から出てきた男を見たのは、家の中からだけですか。

はい。外に出て確認まではしていません。

乙野さんの家の方向でガラスが割れる音がしたのは、8時ごろに間違いありませんか。

はい。8時からのテレビ番組が始まった時でしたので、間違いありません。

その男を見たとき、外は暗いので、顔がよく見えなかったのではないですか。

乙野さんの家の玄関付近は、街灯で照らされているため、顔もよく分かりました。

その男を見ていた時間は、どれくらいですか。

3、4秒くらいだったと思います。

その男の顔に、何か具体的な特徴がありましたか。

特に特徴といえるほどのものはなかったと思います。

その男の手から血が流れているところを見ましたか。

いいえ、見ていません。

先ほど、被告人を見て、この人だと思うと言いましたが、この人だと断定できますか。

そのように言われると、絶対にこの人だとは言えませんが…。

…………… (略) ……………



裁判員A

視力については、いつ測ったものですか。

2年くらい前です。



裁判員

あなたの見た男が被告人だったかどうかについて、検察官の質問に対する答えと、弁護人の質問に対する答えとでは、少しニュアンスが異なっていました。今のあなたの感覚では、被告人とあなたが見た男は同一人物と言えますか。

絶対に同一人物だとは言いきれませんが、顔の印象や全体的な感じからすると、間違いはないと思います。



《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ
手続

弁論手続

評議

判決宣告

評議室

田中証人の尋問終了後、評議室に戻りました。
評議室では、田中証人の証言について、さまざま意見が出ました。
少し、その様子をのぞいてみましょう。



裁判員C

田中証人は、絶対とは言えないけれど被告人に間違いないと言っていたのだから、現場から出てきたのは被告人に間違いないんじゃないかしら。



裁判員F

でも、夜だったし、3、4秒といえは一瞬のことだから、そんなに印象に残らないんじゃないでしょうか。



裁判員B

ガラスが割れる音がして乙野宅の方を見ていたというのだから、3、4秒でも十分印象に残るということも考えられるんじゃないでしょうか。



裁判員D

でも、今日の証人尋問までに数か月経っているのに、被告人に間違いないというのも不自然な感じがします。



裁判員A

だけど、火事の後、警察で事情を聞かれた時に見せられた何枚かの写真の中から、乙野さんの家から出てきた男の写真だといって被告人の写真を選んだというのは、大事なことなんじゃないでしょうか。



裁判員D

弁護人が主張するように、警察官から誘導されたということも考えられるのではないのでしょうか。



裁判員E

だけど、証人は、そのようなことは何も言っていませんよ。



裁判員F

いずれにしても、田中証人も、見た男が被告人と同一人物とまでは言い切れないと言っているのだから、確実に被告人であったとまでは言えないのではないのでしょうか。

いろいろな意見が続きますが、入廷時刻が近づいたので、裁判長から、残る2人の証人について、次のような説明がありました。

裁判長



あと2人の証人尋問をしますが、尋問時間は短いですから、2人続けて尋問したいと思います。1人目は、被告人の職場の同僚の山田秋彦証人です。左手のけがは職場での作業中のものだという被告人の主張に関する質問が中心となります。2人目は、被告人の友人の石川冬男証人です。被告人のアリバイ主張の関係で、事件当日、被告人に電話をかけた時の状況が質問される予定です。

法 廷



山田秋彦

まず、山田秋彦証人の尋問です。

…………… (略) ……………



検察官

あなたは、被告人と職場の同僚ということですが、どんな仕事をしていますか。

被告人と同じ作業場所で、金属加工の仕事をしています。

火事が起きた日に、被告人が手をけがしたということがありましたか。

知りませんでした。その日に、被告人が手をけがしたという話は聞いていませんし、そのように感じる出来事もなかったと思いますが…。

…………… (略) ……………



弁護人

(被告人の手のけがの写真を示し) 作業中に手をけがするのはあり得ることですか。

それはあり得ます。

職場では、いつも被告人が目に入りますか。

それぞれ自分の仕事をしていますので、何かの機会に目にする程度です。

評 議 室

評議室では、裁判員と裁判官の全員で、これまでの審理の疑問点や感想を出し合いました。その際、裁判長から、最終的な判断に関する議論は、すべての証拠が出そろい、検察官、弁護人の最終的な意見を聞いた上で行うことになるという説明がありました。



石川冬男

続いて、石川冬男証人の尋問です。

…………… (略) ……………



検察官

今回の火事があった日に、被告人の家に電話したことがありますか。

被告人と酒を飲もうと思って、午後8時ごろ電話をしたのですが、だれも出ませんでした。30分くらいしてもう一度電話をかけたら、今度は被告人が出ましたので、近くの居酒屋で酒を飲みました。

2度目の電話のとき、被告人から、その前に電話をかけたかと尋ねられましたか。

いいえ。私から、8時ごろかけたけど、留守だったのかと聞いたのです。

被告人はなんと言っていましたか。

そりゃ、すまん、すまんと言っていました。

…………… (略) ……………



弁護人

2度目の電話で、被告人から、「さっき電話したか」ということを言われなかったというのは、間違いありませんか。

間違いありません。最初に私の方から「俺だ、石川だ。8時ごろにもかけたけど、留守だったのか」と軽い気持ちで聞いたのです。

その後、裁判員と裁判官は、法廷に戻りました。

12 証拠調べ手続（被告人質問）・弁論手続

《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ
手続

弁論手続

評議

判決宣告

法 廷

法廷に戻ると、被告人質問が行われました。
争点に関連する被告人の供述は、次のとおりです。



被告人

……………（略）……………



弁護人

今回の事件の前に、乙野さんから一方的に殴られたということがありますか。

はい。事件の2週間前に、乙野さんに呼び出され、1階の寝室で右ほほを3、4回殴られました。

どうして殴られたりしたのですか。

私が乙野さんから借りていた原付バイクを壊してしまい、そのまま道ばたに放置していたためです。

乙野さんから殴られてけがをしましたか。

はい。口の中から出血しました。

今回の事件当時、あなたは左手にけがをしていますか、いつけがをしたのですか。

火事のあった日に、職場で金属加工の仕事をしていたときにけがをしました。

乙野さん宅で採取された血こんと、あなたの血液のDNA型が一致しているということについて、どのように思っていますか。

仮に私の血だとすると、2週間前に乙野さんから殴られたときに付いたものだと思います。

……………（略）……………

事件当日、仕事が終わった後は、どうしていましたか。

仕事が終わったのが午後6時くらいで、7時には帰宅していました。その後は、雑誌を読んだりして過ごしていました。

帰宅後、どこかから電話がかかってきたことがありますか。

8時ごろに友人の石川から電話がありました。体がだるかったので、その電話には出ませんでした。その後、8時半ごろにも電話があり、出してみると石川からの酒の誘いだったため、私の家の近くの居酒屋で2時間くらい飲食しました。

午後8時ころにかかってきた電話が石川さんからのものだとして分かったのですか。

2度目の電話の際に、私の方から8時ころに電話をかけたかと聞いて、分かったのです。

…………… (略) ……………

田中春子さんは、事件の日の午後8時ころに、あなたが乙野さん宅の玄関から出てきたと証言していますが、それを聞いて、どのように思いますか。

他の人と勘違いしていると思います。

…………… (略) ……………



検察官

警察での取調べの当初、乙野さん宅で採取された血こんが、2週間前に乙野さんから殴られた際のものかもしれないことを話しましたか。

いいえ、話してはいません。

どうして話さなかったのですか。

その当時は思い出さなかっただけです。

口の中を切ったときの血がドアノブに付いたのはどうしてだと思えますか。

口の中の血が手に付いて、その手で、ドアノブを触ってしまったのだと思います。

…………… (略) ……………

被告人質問が終わり、証拠調べ手続が終了し、2日目の日程は終わりました。

被告人 質問 (弁論手続)

3日目は、まず検察官が「^{ろんこく}論告」と呼ばれる意見陳述を行い、最後に、被告人に対して懲役6年の刑罰を科するのが相当であるとの意見(求刑)を述べました。

次に、弁護人が「^{べんろうん}弁論」と呼ばれる意見陳述を行い、法廷で取り調べられた証拠では、被告人が犯人であると認めるにはなお合理的な疑いがあるから、被告人は無罪であるとの意見を述べました。

事実に関する双方の意見は、それぞれの冒頭陳述とほぼ同じ内容です。



最後に、被告人が「私は放火などしていませんので、公正な判断をお願いします。」と述べ(最終陳述)、この事件の審理は終わりました。



13 評議・判決

《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ
手続

弁論手続

評議

判決宣告

評議室

(評議)

弁論手続後、裁判員と裁判官は、評議室で評議を行いました。

評議では、まず、法廷で取り調べた証拠をもとに、被告人が起訴状に書かれた放火を行ったかどうかについて議論しました。

◆◆ 被告人は犯人か ◆◆

Aさんは、ドアノブの血こんは被告人のもので、新しいものだったのだし、乙野方から出てきた男が被告人だと思うという田中証人の話も信用できるので、被告人が犯人に間違いないのではないかと意見を述べました。

他の裁判員も、被告人の血が事件の2週間前にドアノブに付いた可能性はあるか、田中証人の話を全面的に信用して大丈夫か、などといった点について、いろいろな意見を述べました。

◆◆ 議論を尽くして ◆◆

裁判員から一通り意見が出たところで、裁判長は、「一度にいろんなことを議論するのではなく、検察官の論告と弁護人の弁論の内容に即して、問題点を整理して議論してみましょう。」と提案しました。

そして、まず、①ドアノブの血こんは被告人のものか、②その血こんはいつドアノブに付いたのかという点を議論しましたが、DNA型鑑定、血こんの状態から、血こんは被告人のものであり、それは新しいもので2週間前に付いたものとは考えられないという点で、全員の意見が一致しました。

次に、③事件後乙野方から出てきた男が被告人かどうかを議論し、田中証人はわずかな時間しか見ていないので被告人だとは言い切れないとの意見も出ましたが、少なくとも被告人と非常に似た男であったという点では意見が一致しました。

そのほか、④事件当時、被告人が家にいたのかという点なども議論がされました。

このような議論を尽くした後、最終的には、弁護人が弁論で指摘した点を考慮しても、検察官の論告のとおり、被告人が本件放火事件の犯人であるとの結論で、全員の意見が一致し、3日目の日程は終了しました。

◆◆ 刑は… ◆◆

4日目は、どのような刑にするかを議論しました。

まず、裁判官の1人が、法律で定められている刑の種類や範囲を説明しました。また、検察官の求刑は、類似の先例を調査した上で、検察官の立場から、この事件について相当だと考える刑を述べたものであることなどを説明しました。

その後、どのような刑にするかについて議論がされました。

最終評議が整ったところで、裁判官3人は判決を作成するために評議室を離れ、裁判員は評議室で休憩することとなりました。



しばらくして、裁判官3人が評議室に戻り、判決の内容を裁判員全員の前で読み上げて確認した後、裁判員と裁判官は判決宣告のために法廷に向かいました。



評議の様子（広報用映画「裁判員」より）

法 廷

(判決宣告)

法廷に入り、着席した後、裁判長から判決が宣告されました。

判決宣告により、裁判員の仕事は終了します。

コラム 多数決の方法

裁判員と裁判官の全員が評議で議論を尽くしても、意見が一致しない場合には、多数決で結論を決めます。

この場合、裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持つこととなります。ただし、裁判員のみで被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かを定める場面では有罪の判断）をすることはできず、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいる必要があります。これを図で見ると、下図のようになります。

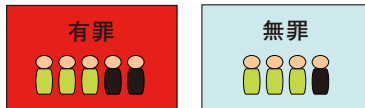
【多数決の例（事実認定）】

【事例】

被告人が殺人を犯したかどうかについて、意見が分かれた。

例 1

裁判員 3 人、裁判官 2 人 → 有罪
裁判員 3 人、裁判官 1 人 → 無罪

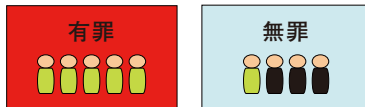


有罪の意見の数は、5 人であり（過半数）、かつ裁判官と裁判員の双方の意見を含む。

<結論>
有罪

例 2

裁判員 5 人 → 有罪
裁判員 1 人、裁判官 3 人 → 無罪



有罪の意見は、「裁判官及び裁判員の双方の意見を含む」という要件を満たしていないので、「被告人が有罪である」と認定することはできず、検察官が立証責任を負う犯罪事実の証明がないということになる。

<結論>
無罪

また、どのような刑にするか（量刑）を判断する場合でも、多数決で結論を決めるには、合議体の過半数の意見であり、かつ、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいる必要があります。

もし、量刑についての意見が分かれ、この条件を満たさない場合には、満たすようになるまで、被告人に最も不利な（重い）意見の数を、次に不利な（重い）意見の数に足していき、結論を出すことになります。これを図で見ると、下図のようになります。

【多数決の例（量刑）】

【事例】

量刑について、次のように意見が分かれた。

裁判員 3 人、裁判官 1 人 → 懲役 7 年
裁判員 1 人 → 懲役 6 年
裁判員 2 人、裁判官 2 人 → 懲役 5 年



いずれの意見も「裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見」になっていない。

被告人に最も不利な意見である懲役 7 年の意見を、次に不利な意見である懲役 6 年の意見に加えると…



懲役 6 年の意見の数は 5 人（過半数）であり、かつ裁判官と裁判員の双方の意見を含む。

<結論>
懲役 6 年